

次期計画策定に向けて

国の動向

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」
(平成 25 年 12 月内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示)
 - ・ 都道府県及び市町村基本計画の指針となるべきものとして、国が基本的な方針を示したものの。
 - ・ DV の防止及び被害者の保護のための施策の内容等に関する事項を網羅的に定める。
- DV 防止法の一部改正 (平成 25 年 6 月)
法の適用範囲を拡大。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、適用対象となった。

実態調査実施 (H26)

- 「配偶者等における暴力に関する調査」
調査期間：H26.9 調査対象：市内 20 歳以上の男女 3,000 人 調査方法：アンケート
- 「交際相手からの暴力 (デートDV) についての意識・実態アンケート調査」
調査期間：H26.9~12 調査対象：市内高等学校生徒(2 校)1,775 人 調査方法：アンケート
- 「DV 被害者実態調査」
調査期間：H26.10 調査対象：協力を得られた施設入所者 15 人 調査方法：聞き取り調査

次期計画の方向性 (現状と課題)

- 「DV の根絶」を基本理念とし、国の動向や実態調査結果等を踏まえ、新たな基本方針を策定

I 暴力を許さない地域づくりの推進

高校生の調査からは、「軽く叩く程度なら問題ない」「愛情があれば暴力をふるってもかまわない」等の回答があり、若年層への早期予防教育が望まれる。また、成人男女の調査では、「被害者にも落ち度がある」「心理的虐待程度ならば暴力ではない」「私にも落ち度があるから、相談しない」等、依然として、暴力の認識に課題があり、広報・啓発等が必要。

II 相談体制等の充実 (現計画：II 相談機能の強化)

成人男女の調査では、市の相談機関の認知度が低く、潜在的な被害者が想定され、窓口の周知とともに、様々な相談者のニーズにきめ細やかに対応しうる相談体制が必要。

III 被害者の安全確保の徹底 (新) (現計画：III 被害者に対する切れ目のない支援)

IV 被害者の自立と生活再建の支援 (新) (現計画：III 被害者に対する切れ目のない支援)

成人男女の調査では、女性の約 3 人に 1 人が DV 被害を受け、約 20 人に 1 人は生命の危険を感じる状況にあることから、引き続き、安全確保を徹底するとともに、被害者が自立し、安定した生活を再建するための支援が必要。(※ 国の基本指針等に基づき、「安全確保」を項目出し)

V 施策推進体制の整備 (現計画：IV 連携体制の整備)

公民の様々な機関・団体が、それぞれの役割に応じて被害者を支援するための連携の強化、広く支援者を養成するとともに、相談員の資質向上のための人材育成、効果的な広報・啓発や DV 被害者・加害者への支援・対策を図るための調査研究等、施策の推進体制の整備が必要。

次期 千葉市DV防止・支援基本計画 体系図（骨子案）

- 計画期間 平成28年度～平成33年度
 ○基本理念 DVの根絶（変更なし）
 ○計画の体系 5つの基本方針、12の施策の方向性で構成

基本方針	施策の方向性	方向性の具体的内容
Ⅰ 暴力を許さない地域づくりの推進	1 暴力防止のための教育の推進	子どもの頃から暴力を許さない早期予防教育や一人ひとりを大切にする人権教育を推進します。
	2 暴力防止のための広報・啓発の推進	暴力防止への理解を広く市民に促すための普及啓発を行います。
Ⅱ 相談体制等の充実	1 相談窓口の周知の強化	被害者を早期に適切な支援に結びつけられるように、相談窓口の周知に努めます。
	2 相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターを中核に、外国人・高齢者・障害者・男性被害者等、様々なニーズに応じた相談を受け付ける体制を充実します。
Ⅲ 被害者の安全確保の徹底	1 一時保護体制の整備	配偶者暴力相談支援センター等で相談につながった被害者が緊急避難する際に、円滑かつ安全に一時保護となるような体制を整備します。
	2 被害者の安全確保	保護命令制度等、被害者の安全を確保するための制度利用を案内するとともに、様々な市民サービスの窓口等において、個人情報の保護を徹底し、情報が漏えいすることのない体制を整備します。
Ⅳ 被害者の自立と生活再建の支援	1 被害者の負担軽減のための相談手続き体制の整備	被害者の負担を軽減するため、窓口等において様々な手続きを円滑に進めるための相談手続き体制を整備します。
	2 被害者の自立と生活再建の支援の充実	経済的な支援、就労支援、住居の確保や生活の支援等、被害者が自立し、生活を再建ための支援を充実します。
	3 DV被害者等へのケアの充実	被害者やその子どものために、心理教育プログラムを行う等、被害者等のケアを充実します。
Ⅴ 施策推進体制の整備	1 関係機関との連携の強化	関係部署・機関・団体等との連携を図り、それぞれの役割に応じた被害者支援体制を整備します。
	2 人材の育成	研修やスーパーバイズにより、広く支援者を養成するとともに、相談員の資質向上を図ります。
	3 施策推進のための調査研究	効果的な広報・啓発やDV被害者・加害者への支援・対策を図るため、DVを生み出す背景や要因、支援方策等について、調査研究を行います。